

平成 29 年 12 月 15 日

東北経済産業局

## 旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除(東北経済産業局所管分)に対する意見を募集します

東北経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 28 条第 2 項の規定に基づく旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定解除について、パブリックコメントの受付を開始しました。今後は、国民の皆様から寄せられた御意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ指定の解除を行ってまいります。

### 1. 概要

東北経済産業局は、平成 29 年 4 月から始まったガス小売全面自由化に際し、需要家保護の観点から、旧簡易ガスを供給する地点において、LPガスやオール電化等の他の財との適正な競争関係が認められなかった場合は、指定旧供給地点として指定し、経過措置料金規制を課しております。

今般、ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）附則第 4 条の規定に基づく報告があり、指定の事由がなくなると認める別添の指定旧供給地点について、改正法附則第 28 条第 2 項の規定に基づき指定を解除しようとするものです。

### 2. 意見募集期間

平成 29 年 12 月 15 日(金曜日)～平成 30 年 1 月 15 日(月曜日)

### 3. 資料の入手・意見提出方法

意見提出方法の詳細については、以下をご覧ください。

(電子政府の窓口(e-Gov)のウェブサイト)

旧簡易ガスみなし小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除(東北経済産業局所管分)に対する意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595217049&Mode=0>

### 4. 参考

指定旧供給地点の指定を行いました(平成 28 年 12 月 27 日公表)

[http://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_shigen\\_ene/gas/topics/pdf/161227\\_1\\_1.pdf](http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/161227_1_1.pdf)

(本発表資料のお問い合わせ先)

東北経済産業局電力・ガス事業課長 田中 祐正

担当者: 早坂、阿部 電話:022-221-4941(直通)

(別添: 指定解除しようとする指定旧供給地点)

通し 番号	事業者名	団地名	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア<50%)に該当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2≦他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア)に該当するか					備考	
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
1	盛岡ガス株式会社	上山団地	岩手県	滝沢市	○	46.5%	○	0.8	5.2	0.8000	≦	11.1778	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
2	盛岡ガス株式会社	トコタウン	岩手県	矢巾町	○	35.2%	○	0.0	5.8	0.0000	≦	16.4902	適正な競争関係が確保されていると評価できる。